

相談室 Q&A

人事管理関係

Q

言動に問題のある社員について、 当該社員の発言を秘密裏に録音することは可能か

当社のある職場に言動に問題のある従業員がおり、同僚から何とかしてほしいと不満の声が出ています。そこで、具体的にどういった発言が駄目なのかを示すとともに、確かな証拠として保存しておくために当該従業員の言動を秘密裏に録音したいと考えていますが、問題ないでしょうか。また、仮にトラブルとなった場合、こうした録音データは有効な証拠となり得るのでしょうか。

(兵庫県 S社)

A

録音により相手方が当事者以外に知られたくないプライバシーが録音されてしまう場合やあらかじめ秘密にする旨を約束した上で聴取した場合を除き、職場での言動を秘密裏に録音することが違法とされる可能性は高くはない。ただし、あらかじめ非公開にする必要性があり、非公開を前提にした上で聴取するような場合には、証拠としての価値が否定される場合もある

回答者 家永 勲 いえなが いさお 弁護士(弁護士法人ALG & Associates 執行役員)

1. 秘密録音の必要性と問題点について

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、職場において不適切とされる行為が広く知られるようになり、職場においても堂々とこれらの行為が行われる事態は減少していると考えられます。

一方で、これらのハラスメントは、人の目に触れない場や、プライベートと仕事の区別が明確でない職場の仲間との飲み会の場で行われるなど、加害者にとっても被害者にとっても記録に残しづらい場面で行われることが増えているように思われます。

このような場面で行われる場合、被害者の申告はあるものの、それに基づいて加害者に対する聴取などを実行したところで、具体的な発言内容やその言動の強さや程度が判明せず、「部下を激励

するために行ったのであって、業務上必要な行為であった」などと言いつかれて、言い逃れを許してしまうという懸念があります。

このような場合には、具体的な発言や言動を把握するために録音などの客観的な証拠を取得したいところですが、日本においては、秘密裏に録音すること（以下、秘密録音）に対して、不適切という印象があり、本人の同意がなければ録音をしてはいけないのではないかという意見も根強くあります。

そこで、法的な観点から秘密録音がどのように評価されているのか検討していきます。

2. 秘密録音は違法な行為か

民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、こ

れによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しており、さまざまな行為を想定するためにあえて抽象的に定められています。

それでは、あらゆる秘密録音が、他人の権利を侵害する違法な行為となるのでしょうか。録音について、秘密であるか、対象者の同意を得ているかというのは、録音の内容ではなく、録音の方法や同意を得たか否かというプロセスの問題です。

録音される内容が、対話する当事者にとってたわいもない話であるのか、それとも重要な話をしているのか、それとも自身の病状などの極めて繊微な話題を話しているのかというのは、話をする相手や状況にもよります。そのため、不法行為となるか否かについては、録音対象となる「会話の内容」のほうが、プライバシー性との関係から重視されることになります。

そのため、個人のプライバシーに関する情報を第三者に漏洩^{ろうえい}したり開示したりする行為は、違法となり得ますが、パワーハラスメントの現場など、業務上の指示などから逸脱した言動が行われたか否かを確認する必要性は高く、秘密裏に録音しなければ、そのような客観的な証拠を獲得できません。例えば、録音対象者のカバンに録音機を入れておくなど、私生活にまで録音が及ぶような行為は、プライバシーを侵害する違法な行為と評価されると考えられますが、職場における言動の録音である場合は、違法とまで評価される可能性は高くないでしょう。

3. 証拠としての利用について

民事訴訟における証拠については、その方法は制限されておらず、録音や証言などについても、裁判官の判断にその証拠評価は委ねられています。これは「自由心証主義」と呼ばれており、民事訴訟における裁判官の判断の基礎となっています。

この自由心証主義の観点から、同意を得ることなく録音された証拠について、過去の裁判例は、「その証拠が、著しく反社会的な手段を用いて人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によつて採集されたものであるときは、そ

れ自体違法の評価を受け、その証拠能力を否定されてもやむを得ないものというべきである。そして話者の同意なくしてなされた録音テープは、通常話者の一般的人格権の侵害となり得ることは明らかであるから、その証拠能力の適否の判定に当つては、その録音の手段方法が著しく反社会的と認められるか否かを基準とすべきと解するのが相当」であるとしています（東京高裁 昭52. 7.15判決）。なお、当該裁判例においては、不知の間に録取したものであるにとどまり、いまだに同人らの人格権を著しく反社会的な手段（上記の例示で言えば、精神的身体的自由を拘束するような方法）で侵害したものであるということはできないと評価して、同意なき録音テープを証拠として採用しました。

したがって、秘密録音は、人格権を侵害する行為であるという消極的な評価はされているものの、精神的肉体的な拘束をした上での録音であるなどの著しく反社会的な手段とまで認められなければ、証拠としての利用は可能とされてきました。

とはいえ、近年の裁判例において、「当該証拠の収集の方法及び態様、違法な証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に反するといえる場合には、例外として、当該違法収集証拠の証拠能力が否定されると解するのが相当」として、上記の裁判例の基準を若干緩和しているとみられる裁判例も現れています（東京高裁 平28. 5.19判決）。

当該裁判例では、非公開の委員会における審議経過（ハラスメントの事実を把握するための委員会であり、自由な発言を可能とするために非公開とされていた）に関する録音について、事実を明らかにするために非公開とする必要性が高く、無断録音の違法性は極めて高いことを認めた上で、証拠としての利用を否定しており、非公開ないし当事者間の秘密とすることを前提に聴取してしまうと、秘密録音の証拠としての利用が否定されることもあり得るため、留意する必要があるでしょう。